

漏水減免制度について

給水装置(「詳しくは、給水装置の範囲等はこちら」をご覧ください。)は、お客様の財産であり、お客様の責任で管理していただくものになります。

したがって、給水装置の損傷等による漏水であっても、漏水した分も含め、使用者の方へ水道料金等をご請求させていただくことが原則となっています。

ただし、お客様が注意をはらっていても発見することが困難な箇所からの漏水など、要件を満たしている場合に限り、漏水による水道料金等の負担を軽減するため、減免制度があります。

減免の対象となる要件

- ・埋設部(地中および壁中等)など発見が困難な箇所での給水管からの漏水
- ・漏水発見後すぐに修繕を行ったもの
- ・上富田町指定給水装置工事事業者による漏水修繕の完了及び証明がなされているもの
- ・自然災害等予測不能で回避が困難な突発的かつ一時的なものであり、町長が認めたもの
- ・過去1年以内に同一箇所において漏水減免を受けていないこと

減免の対象とならない場合(一例)

- ・使用水量(漏水水量)が50m³(免責水量)以下のもの
- ・蛇口の閉め忘れ等の不注意によるもの
- ・露出配管、メーターボックス内など目視可能な箇所からの漏水
- ・蛇口、トイレ、給湯器等の給水器具・設備の故障、動作不良を原因とする漏水
- ・給湯管等、給水管以外からの漏水
- ・上富田町指定給水装置工事事業者以外の者が漏水修繕したもの

ご注意ください

漏水減免申請には、上富田町指定給水装置工事事業者による漏水修繕の完了及び証明と修繕前後の写真の添付が必要です。修繕しようとするときは、上記事業者へお申し込みください。

その他、上富田町上下水道料金減免基準に基づき、水道料金が減免対象外でも下水道使用料が減免対象となる場合があります。詳しくは、上下水道課へお問い合わせください。